

議案第 2 1 号

令和 2 年度狭山市下水道事業会計予算

予算別冊のとおり

令和 2 年 2 月 2 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

## 令和2年度狭山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度狭山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	60,425戸
(2) 年間総排水量	18,700,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水量	51,233m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
① 汚水管渠整備事業	343,495千円
② 雨水管渠整備事業	54,346千円
③ 汚水管渠改良事業	55,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,484,225千円
第1項 営業収益		2,215,306千円
第2項 営業外収益		1,268,918千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,184,090千円
第1項 営業費用		2,883,799千円
第2項 営業外費用		298,728千円
第3項 特別損失		563千円
第4項 予備費		1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,310,854千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,265千円、過年度分損益勘定留保資金1,097,572千円、減債積立金128,017千円及び建設改良積立金50,000千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		768,295千円
第1項 企業債		526,200千円
第2項 他会計負担金		91,111千円
第3項 国庫補助金		94,000千円
第4項 工事負担金及び分担金		43,983千円
第5項 寄附金		13,000千円

第6項 固定資産売却代金

1千円

支 出

第1款 資本的支出 2,079,149千円  
第1項 建設改良費 1,078,350千円  
第2項 企業債償還金 1,000,799千円  
(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業費	千円 261,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以内	借入先の融通条件 による。ただし、 財政の都合により 据置期間を短縮 し、若しくは繰上 償還し、又は低利 に借換えすることが できる。
流域下水道整備事業費	265,200	同上	同上	同上
計	526,200			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費261,705千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、400,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、14,432千円と定める。